

平成28年 第4回定例会
産業厚生常任委員会会議録

長 与 町 議 会

平成28年第4回長与町議会定例会産業厚生常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 平成28年12月12日

召集場所 長与町議会議場（第2委員会室）

出席委員

委員 長	河野 龍二	副委員長	分部 和弘
委員	浦川 圭一	委員	饗庭 敦子
委員	西岡 克之	委員	吉岡 清彦
委員	竹中 悟		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長 富永 正彦

説明のため出席した者

農業委員会事務局長 森 省二
(農業委員会)

課長補佐 村田 佳美

建設産業部長 緒方 哲
(土木管理課)

課長	日名子 達也	課長補佐	前田 将範
係長	山下 泰明	主事	馬場 俊輝

教育次長 帯田 由寿
(生涯学習課)

課長	山口 利弘	参事	原口 哲也
課長補佐	渡辺 房子	課長補佐	細田 愛二

住民福祉部長 久松 勝
(福祉課)

課長	森川 寛子	課長補佐	山口 聡一朗
主任	萩原 康弘		

本日の委員会に付した案件

議案第 63号 長与町農業委員会の委員の定数及び長与町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

- 議案第 83号 長与町都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第 84号 長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例
- 議案第 88号 長与町老人福祉センター「丸田荘」設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

開 会 9時30分

閉 会 13時23分

○委員長（河野龍二委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業厚生常任委員会を開会します。

平成28年第4回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第63号、長与町農業委員会の委員の定数及び長与町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

森局長。

○農業委員会事務局長（森省二君）

改めまして、おはようございます。どうぞよろしくお願いたします。座って説明をさせていただきます。それでは、議案第63号、長与町農業委員会の委員の定数及び長与町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。なお、本会議で町長が申し上げましたものと重複いたしますので、了承願います。農業委員会等に関する法律等の改正に伴うもので、この改正法は、平成27年9月4日に公布されまして、平成28年4月1日より施行されております。法律改正の内容といたしまして、大きく3点が行われます。

1点目が、農業委員会業務及び役割の重点として農地利用の最適化の推進の明確化、2点目が農業委員の選出方法の変更、3点目が農地利用最適化推進委員の新設となります。以上のような大きく3点の改正内容でありまして、農業委員の公選制から市町村長による任命制へと移行されます。農業委員の定数につきましては、法律施行令に定められた定数の基準に基づき、農業者の数が1,100人以下の農業委員会、農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会のいずれかで推進委員を委嘱する農業委員会は、改正後の委員の上限が14人とされております。本町はこの上限の14人に対しまして、状況に照らし合わせた定数12人としております。また、農地利用最適化推進委員の新設ですが、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に取り組む体制を強化するため、農地利用最適化推進委員を設置しなければならないと規定されております。また推進委員の定数は農地面積、その他の事情を考慮し、改正法の施行令で定める基準に従い、条例で定めることとなっております。この推進委員の定数基準は施行令の規定により、100ヘクタール当たり1人とし、本町の農地面積861ヘクタールを除いた数値が8.6人となりますが、農地利用最適化推進委員の定数を8人で提案するものであります。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。なお、附則2、長与町農業委員会の選挙による委員の定数条例については、廃止となりますが経過処置といたしまして、施行時に残任する農業委員の任期満了日までは農業委員の選挙による定数条例に基づいた農業委員の定数ということになります。それとまた本日、委員の皆様方にお配りしております農業委員会法改正について、若干、内容の説明をいたしたいと思います。村田課長補佐の方から説明をさせますので、よろしくお願いたします。

ます。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長補佐。

○課長補佐（村田佳美君）

おはようございます。それではお手元の平成27年9月に農林水産省が作成した農業委員会法の改正についてご説明いたします。

まず1枚めくっていただきまして、1ページ目、農業委員会法の改正の全体像といたしまして、農業委員会では農地利用最適化の推進を重点化としております。農業委員の選出方法は、今まで公選制でしたが、町議会の同意を得まして町長が任命する制度に変更となっております。それから農地利用最適化推進委員を新設するようになっておりまして、各地域において農地利用の最適化推進をする農地利用最適化推進委員を新設するようになります。次めくっていただきまして、2ページ目です。業務の重点化といたしまして、これまでは、担い手への農地利用の集積、集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等は任意業務となっておりますが、これからは必須業務になるようになります。次めくっていただきまして、3ページ目です。改革の方向といたしまして、市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制へ1本とする。過半の原則として認定農業者とする。農業者以外の者で中立な立場で公正な判断をすることができるものを1人以上入れる。女性・青年も積極的に登用する。農業委員の定数は現行の半分程度とする。次のページになりますが、4ページ目です。委員及び推進員の推薦公募は同時に行うことができます。また、委員及び推進委員は、両方の候補者となることができます。推進委員につきましては、複数の区域についても同時に候補者となれます。ちょっと下の方になりますが、推薦公募期間提出方法につきまして、推薦公募の期間はおおむね1カ月を想定しております。推薦公募の期間は、推薦応募の書面の提出方法その他必要な事項につきましては、市町村長または農業委員会が定め公表いたします。推薦公募状況の公表ですが、書面の記載事項、住所を除いた分が公表となります。インターネットその他適切な方法により募集期間中は、その期間の中間において、募集期間後は終了後遅滞なく行う。このインターネットはホームページへの掲載を想定しております。次に、候補者が定数を超えた場合には、関係者からの意見聴取その他任命委嘱の過程の公平性及び透明性を確保するために必要な措置を講じなければならないとなっております。

次、5ページ目です。認定農業者が農業委員さんの過半数を占めるようになっております。次のページで、市町村長が条例で定める農業委員の定数の上限基準ですが、本町は推進委員を委嘱する農業委員会になりますので、現行の定数の半分程度となっておりますが、いずれかの農業委員会、農業者数が1,100人以下の農業委員会か、農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会におきまして、推進委員を委嘱する農業委員会については、上限が14人となっております。

次のページになりますが、7ページ目です。真ん中あたりになりますが、推進委員の

定数は政令で定める基準に従い条例で定めるというふうになっております。次のページの8ページ目です。真ん中あたりになります。農地利用の最適化を推進するにあたりまして、農業委員と農地利用最適化推進委員は連携して業務を行うことになり、農業委員としましては、農地利用の最適化の推進に関する指針を農地利用最適化推進委員の意見を聞きながら作成するようになります。9ページ以下の参考につきましては、後ほどごらんいただけたらと思います。以上で簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

ただいま説明をいただきました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

今日いただいた資料の中でちょっと質疑をさせていただきます。4ページの候補者が定数を超えた場合、本会議でもちょっと聞かれてたかと思えますけれども、必要な処置を講じるようにということで、長与町ではどんなふうにする予定なのか教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

森局長。

○農業委員会事務局長（森省二君）

一応、公募募集をした結果、農業委員さんが12名を超えた場合ですね。農業委員さんを評価する評価委員会等の設置等を現在のところ、町長部局の方ともいろいろ一応、計画、協議をしております。その方々、委員さん、その中に委員さんがおられて、まだ委員さんのどういう委員さんというのは決まってないのですが、農業委員さんを評価する方々をその中、委員さんとして出ていただきまして、そこで選考をしていただくという形を今、ちょっと協議中、考え中であります。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

では評価委員というのは、どういう方が評価委員になれるのか教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

森局長。

○農業委員会事務局長（森省二君）

評価委員さんにつきましては、各地区今現在9郷プラスまなび野がありまして、最適化推進委員さんにつきましては、地区割というのが可能なんです。例えば、岡郷とかその地区からお1人選出というのが、人数でいきますと、9+1で10ですけども、現在ところ吉無田郷は、実行組合委員関係がありませんで、吉無田ないんですよ。ですから、9郷のうち吉無田を抜けば8人、8地区ということで、最適化推進委員さんにつきましては、その1人という形で、募集を同時にかけるという形になろうかと思えます。

評価委員さんの内容につきましては、いろいろまちまちなんですけど、すみません。評価委員さんの内容はまだ決定ではありませんので、計画中というかそういうふうな段階なんですけども、長崎県の農業会議所の課長とか、あと農業委員会の経験者とか、農業認定者の代表の方とか、農業認定者の会長の方とか、実行組合長の会長とか、考えられるのが、長崎県中央振興局農林部の課長さんあたりとかそういうふうな人材が決定ではありませんけど、候補者じゃないのかなと思っております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

認定農業者に限ると書いてなかったですか。農業委員になるには。そういう項目はなかったですか。農業委員になるのに認定農業者でなければならない。そういう条項かなにか、今、はっきりわからないけれども、そういう何か条項か項目があるんですけど、どうですかね。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長補佐。

○課長補佐（村田佳美君）

お配りしております農業委員会法改正についてという資料の5ページを見ていただいでよろしいでしょうか。この中で、農業委員さんは認定農業者の委員さんが過半数を占めることとなっておりますので、定数の半分以上を認定農業者の方になっていただくようにという規定があります。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今、長与町における認定農業者という方は、何世帯というか、何名というか、おられますか。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長補佐。

○課長補佐（村田佳美君）

長与町におきましては、現在73名の方が認定農業者としてなっております。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

4ページに戻りますけれども、上の方の委員、推進委員、両方ですね、推薦および公募、②のところ、委員及び推進委員、両方の候補者となれるとなっていて、なれるということは、実際、今度になっても実際、農業委員及び推進委員に両方兼ねてできるという。それとともに費用のこともありますけれども、その面はどうなんですか。

○委員長（河野龍二委員）

森局長。

○農業委員会事務局長（森省二君）

候補者、農業委員さんと適正化推進委員さんの候補者と両方の候補者になりますが、両方の委員にはなれないんですよ。どっちかなんです。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

確かにここで候補者となれるとなつて、ただし、両方にはなれないというのは、どこにそしたらそれははっきりと書いてるんですかね。ちょっとそここのところお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

委員会に戻します。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

こうやって新しく新設される推進委員というのが出てきたわけですけども、今まで農業委員さんの仕事を補佐するような感じで適正化を推進するというので、今まで農業委員さんもそれぐらい忙しくて、そういう業務ができなかったのか。忙しかったからそこまで手が回らなかったのか、その改正点として、法の改正ですからどういう根拠というか、そここのところ再度、改正点の意味ですね、今まで農業委員さんの仕事がものすごく忙しいからそこまでできなかったから改善するというのか。よろしくお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

森局長。

○農業委員会事務局長（森省二君）

今までは農業委員さんだけやったんですよ。最適化推進委員は今までいなかったんですよ。現在の農業委員さんにつきましては、毎年、土地利用状況調査とか現地を出て見て回っていただいて、各地区でいろいろしていただいているんですよ。農地転用もそうですけど。それに伴いまして、この法改正でより農地等の利用の最適化を図るという意味で、今後、推進委員さんに求められる業務といたしまして、農用地の利用の最適化の推進ということで、担い手の農地の利用の集積・集約化、遊休農地の発生の防止と解消、新規参入の促進等の今まで以上に農地等の利用の効率化及び高度化を図るために設置された適正化推進委員さんということになります。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

私も議会の方から農業委員として、当時、3名だったかな。私とか浅井さんとか出させてもらって、どうしても私たちは耕作してないからそういう忙しさというのは余りこなかったわけです。しかし、話の中で本当の農業者の方々の農業委員さんたちは結構いろんな仕事をされて、案外活動されたような気がするわけですが。8ページから見ると、現場活動を行うということになってますけれども、長与の場合のそういう農業体制からした場合に、遊休農地とかいろんなものに対しても、ひどく関心持ってしよらしたとですけども。その遊休農地なんかを利用する政策とかそういうのはどちらの方が今度は担当するのですか。それについての推進とか解消とかに向かっていくのは、こちらの新設の方がするのですか。現場活動を行うと書いてますので、お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

森局長。

○農業委員会事務局長（森省二君）

この農地利用最適化推進委員さんが、主にその辺の活動を重点的に行うようになると思います。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

最初に、今回この1つの条例を廃止して新しい条例を制定することで、議案の出し方として適当、こういうあれですか。総務と協議してやれたということですか。

○委員長（河野龍二委員）

森局長。

○農業委員会事務局長（森省二君）

総務課の方と協議をいたしまして、制定をお願いいたしました。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

その件はわかりました。それと委員と推進委員の任期というのですか、こういったものはないのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

森局長。

○農業委員会事務局長（森省二君）

今、浦川委員さんが申し上げてるのは、適正化推進委員ですか。新しく設置された委員さんにつきましては、現時点で平成29年の7月19日までが現農業委員さんの任期になります。3年間ですね。その後、29年の7月20日から新しい農業委員さん及び農地利用最適化推進委員さんの任期がそれから3年間という形になります。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

3年間の任期ということで理解をします。議会の同意を得ることになっているようですので、通常の委員、例えば教育委員さんとかそういった方たちの今までの議会での取り扱いと同様の扱いになるということによろしいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

森局長。

○農業委員会事務局長（森省二君）

浦川委員さんが申し上げたとおりでございます。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

実質上この仕事の内容を見ても特に評価するというのが、8名になったということだけ。実質人員の12名から20名になったという感覚がする。要は2つに分けてはいるけど、基本的には農業委員とこの推進員というのは仕事はほとんど変わらないと思うんですね。そしてこの8名については、特に推進をするという名目の中でつくられてるわけですけど。この報酬とか、それから今までの中で農業委員の選挙の中で、人数をオーバーするとかそういう分は今まであっているんですか。

○委員長（河野龍二委員）

森局長。

○農業委員会事務局長（森省二君）

現在までの農業委員会委員の定数となりますと、旧条例で謳います公選が11人ということで、選挙管理委員会の中で人員を確保されて今まできたわけですね。プラスあくまでも公選が11人の方でありまして、あとは農業関係者の方とか、別に5名の方がおられてプラス16名の方で農業委員さんが今まで成り立ってきておったんですよ。ですからそれがそういうのがもうなくなってしまって、もう12名の方を公募いろいろこの中に載っております方々を中に入れた中で公募するという形になっております。

報酬につきましては、特別職の条例的に謳われておりますんですけど、その中で協議をいたしまして、委員さん、各会議とかのもろもろの委員さんの日額7,000円という形で一応総務の方で提案をさせていただいております。あと最適化推進委員さんの日額7,000につきましては、ひと月あたり3回、3日程度出いただく形で、1カ月3日ですからその年間12カ月分という形で、報酬というか、日額、報酬の体制を総務課の方でしていただくようになっております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

そうするとこの委員会というのは、もう両方一緒にまとめてやるということですか。それとも別々に会というのは催されるわけですか。

○委員長（河野龍二委員）

森局長。

○農業委員会事務局長（森省二君）

農業委員さんの方につきましては、毎月、総会が必ず1回はありますので、最適化推進委員さんにつきましても、総会の議決権はありませんけども、別に毎月、適正化推進委員さんだけの協議会というか、総会ではありませんけど、それを月に設けていこうかと思っております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

そうすると同じような仕事をするのに、権限は違うんだけど、会議自体は別々にあるということですね。これは一緒にしとった方が本当はましなんでしょうけど。僕はそういうふうに思うけど。その辺どうですか。

○委員長（河野龍二委員）

森局長。

○農業委員会事務局長（森省二君）

私が今、別々という形のように今申し上げましたけども、その月によりましては、合同で開かなければならないときもあろうかと思えます。ただ単に切り離して私が申し上げましたけども、月によりましては、そういう形があろうかと思えます。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今まで先ほど言ったように地区ごとに1名か2名での農業委員さん出たとしますよね。郷ごとに、今度の場合はだからもうこれからすると、そういう地域性は関係なくなっていくんですか。それともやっぱりどうしても農業委員さん、自分のところは、やっぱり知っている人が、あるいは状況なんかあって、いろんなこの中身などをわかるから、いろんな形の活動なんかもわかりやすいことで、確か地区ごとに出とったような気がしますけれども、今度の場合はもうそういうのは廃止して、ひょっとしたら岡郷ぐらいいだけで3名とか、4名とかになるとか。そういう形も出てくると思うんですよね。公募ですから。そういう点はある程度地域を分けてやっていくのか。ちょっとこのところお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

森局長。

○農業委員会事務局長（森省二君）

吉岡委員さん言われたとおり、以前はそういう形で選挙立候補とかあったんですが、今回の法改正によるものは、農業委員さんについては地区を設定しないということになっておりますので、それはちょっと言い方おかしいんですけど、土台的なものが各地区にありますので、農業委員さんについては地区を設定できませんが、その辺的なものは、多分、存在をされてるのかなというのも考えでおります。あと先ほど申し上げたように最適化推進委員さんにつきましては、地区設定ができますので、私が先ほどちょっと違う方向で説明いたしました、そのような法改正になっております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今日いただいたこの資料の3ページで、委員の定数を機動的に開催できるよう現行の半分程度とするというようなことが、改革の方向性で示されておるんですけども、実際11人の定数を今回12人にされる。先ほどこの下の推進委員の定数について、8人について先ほど説明が農地面積とかで説明をされてたようですけど。11名を12名にされた、どういうプロセスで決まったのか、お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

森局長。

○農業委員会事務局長（森省二君）

先ほども言いましたけども、旧条例でいきますと11人という定数が謳ってありますけど、それはあくまでも公選の方が11名でありまして、それプラス、農協の方々いろいろその代表からでてくる方々が別に5人おられて、これでプラス16人の方が今現在、農業委員さんとしておられるわけなんです。現在16人ですね。それをここでこのような現行の半分程度とするというのは、たぶんこの法改正でいけばかなりの農業委員さんを出さないといけないというところが出てくる可能性があるんですよ。しかし現行でいけば、その半分ものすごい何十人となるとであれば、それを自治体で抑えて、この程度まではされますよと。あくまでも上限であって、それはもう人数を決めるところは、各市町村ですから上限はこれですよ。それを超えてもいいので、それに基づいて各自自治体が農業委員さん、地元似合う形で人数を選定をされて、このように法改正で人数をしていってることとなります。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

私が言ってるのは、条例で今、委員の定数は11人とすると書いてあるわけですね。他にもいろいろ農協の関係者とか合わせれば16人おられたところということなんです、そういうことを踏まえて、ここの定数を今回、推進委員を別に8人また設定をする

わけですから、この方向性で半分程度とするですので、11人の半分程度という理解ではないのかなど、ちょっと思ったものですから。少なくとも16人を丸々その16人にしてでも、半分程度で8人ですよ。この改革の方向性を読めば、にもかかわらずこの12人とされている。この12人とは農業委員会で決められたことなんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

森局長。

○農業委員会事務局長（森省二君）

人数につきましては、農業委員会だけで決定したわけではございません。理事者、後、現農業委員の会長さんあたりと先ほどの農業委員につきましては地区設定はありませんということで申し上げましたけども、表向きというか言い方はおかしいですけど、地区設定はできないんですけど、しかし、元からの地域の方々それがもう存在はしているわけなんです。ですからこの12人というのは、農業委員会だけで決めたわけでもありませんし、先ほど言いましたように、理事者あと農業委員の会長を踏まえた中で、決定した数字であります。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

今に関連するんですけども、農業委員はあらかじめ地区や団体ごとの定数分けを設けてはならないというふうに今回なるんですよ。ということは、団体の5名おった方が次からはいなくなってしまうのか、そういったところちょっとわかればお聞きします。

○委員長（河野龍二委員）

森局長。

○農業委員会事務局長（森省二君）

議員おっしゃるとおりそこから出てくるあれもあるかもしれません。しかし、こちらからは、あくまでも12名の農業委員さんの募集ですよという提示をしますから、そこからの推薦があつて出るかもしれません。それはもうこちらではちょっとだめですとかなんとかそれは言えませんが。それによって人数オーバー12名、13名、14名、15名とかあった場合には、先ほど言いましたようにそういう方々によって、選定をしていくかたちになります。

○委員長（河野龍二委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

もう1点ですけども、現状の委員会の中で、青年女性の割合というのを伺いしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

森局長。

○農業委員会事務局長（森省二君）

現在の公選の方が11人、議会推薦の方が2人、共済組合が1人、農協推薦が1人、土地改良区が1人、計16名のかたち、現在の農業委員さんの構成は、以上のようになっております。女性がお2人です。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長補佐。

○課長補佐（村田佳美君）

国の想定では大体50歳前後までを青年というふうにとらえているようなところはありますけれども、明確な年齢はありません。ただ、現在の農業委員さんの中では、50代の農業委員さんにつきまして、お二人いらっしゃいます。

○委員長（河野龍二委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

それでよく見るとやはり農業委員の任命にあたっては、年齢・性別に著しく偏りがないうようにというような配慮をしてくださいとありますけれども、それからいけば少しかけ離れておるのかなと女性2名の青年2名であれば、考え方をもう1回、お伺いします。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長補佐。

○課長補佐（村田佳美君）

今回につきましては、基本的には全体に広く公募するというふうになっておりますので、女性枠が何人とかいう想定は今しておりません。ただ、できる限り女性の方に参加していただく、また、認定農業者会等もありますので、そういったところでもなるべく若い方の参加も呼びかけていくというふうな感じで考えております。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

法的な範囲内ですっとしていくわけでしょうけども、9ページに推進委員を委嘱しないことができる市町村でもありますよね。その中で遊休農地ほとんどないということで、1%以下と70%以上と書いてますけども、長与の場合には、よく言われるその遊休農地とか諸問題が結構上がりますけども、長与の場合の遊休農地ですか、どれぐらいの%というか、面積というか、何かそういうのがわかってるかな。該当するから長与もこの推進委員を置かなくてはならないという条例を制定してわけでしょうけども、長与の基準というのはどのようになっていますか。

○委員長（河野龍二委員）

森局長。

○農業委員会事務局長（森省二君）

吉岡委員さん、遊休農地の面積ですか。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

長与の場合は、法的には推進委員を設置しなければならない地域になっている。実際なっているということで、これを上程するわけですね。そこを再度確認いたします。

○委員長（河野龍二委員）

森局長。

○農業委員会事務局長（森省二君）

長与の場合、今の遊休農地の関係の問題じゃなくて、農業者数が1,100人以下の農業委員会と農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会については、最適化推進員を設けなさいとなっているんですよ。それに基づいて吉岡委員が言われる遊休農地がどうのこうの問題ではなくて、この中にあてはまる自治体でありますので、最適化推進委員を設けなければならないというふうになります。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（分部和弘委員）

委員長交代します。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

私も少し質問をさせていただきます。まず基本的なところで、今、農業委員を公選で選ばれるのですが、農業委員になれる立候補できる農業委員数の数というのがどれくらいなのでしょう。それとあと、今回、認定農業委員を先ほど76人というふうにこの農業委員の中に過半数を入れるとなってましたけども、その割合としてはどれくらい、数字が出れば大体わかると思うのですが、どういう状況になってるのか、まず、教えていただきたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

森局長。

○農業委員会事務局長（森省二君）

農業委員さん、認定農業者の割合というのは5割以上です。認定農業者の方。それと農業委員さんの立候補は、人数制限とかはありません。以上です。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

農業委員に立候補するには条件がありますよね。普通の人は農業委員にはなれませんが、そこですよね。だから農業者いわゆる耕作地がどれくらい以上でというふうない

ろいろ条件があると思いますので、その条件に該当する人たちが今何人いらっしゃるのか。町内。間違っていたら間違っていたで申しわけないですけども、お願いします。

○委員（分部和弘委員）

森局長。

○農業委員会事務局長（森省二君）

先ほどうちの課長補佐が申しあげました認定農業者の方は73人という数字をお知らせいたしましたけども、長与町で何人の方が農業委員会に立候補できるのかという数字はわかりません。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

農業委員に立候補すれば、農業者の方々、実質今までないですけども、定員以上立候補があれば選挙が行われるわけですね。農業委員会も。そうすると投票できるのはそういう資格というか、条件に合った人たちが投票できるわけですよ。だからそこはその範囲だと思うのですけども、それはわからないんですか。

○委員（分部和弘委員）

森局長。

○農業委員会事務局長（森省二君）

大体ですね。長与町に在住をされてる方はもちろん、町が設置する他の補助機関の委員でない方ですね、あと、いろいろ言えば刑罰とか、そういうあれがない方とかですね。後、今回の農業委員さんにつきましては、全く農業も何もされてない方を1名は入れるようになっております。ですから応募をするときにもうこういう方はだめですよ。こういう方々ですよ。というふうなお知らせですか。そういうときにそれを明確にしていかないといけないと思っております。すいません。答えになってるかどうかわかりません。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

今回、公募の場合、推薦もそうですけども、ちょっと先ほど言われた条件が1名は農業経験者ではない方を選びなさい。というふうになってると。他の方は、いわゆる農業経験者であっても耕作面積だとかそういう部分はもう関係なしに、農業をしているというふうになればだれでもなれるという形でとらえていいんですか。

○委員（分部和弘委員）

森局長。

○農業委員会事務局長（森省二君）

農業をされてることであれば、最終的には認定農業者の方が過半数以上というあれがありますけど、それは縛りはありません。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

これまでは公選で、選挙が大体無投票だったとは思いますが、公選で選ばれてたということで、町が任命するのではなくて自分から立候補して出てくるということで、全く執行機関が分かれてきたわけですね。今回、農業委員会は残るけどもそれは推薦すると、町が推薦すると、議会も推薦するという形になり議会も承認をするという形になりますので、執行機関そのものが分かれるという形にはならないのではないかなと思うんですけども、その辺はどのようになるのですか。今までどおり変わらないというような形でとらえてよろしいのでしょうか。

○委員（分部和弘委員）

森局長。

○農業委員会事務局長（森省二君）

今から公募とか行うわけなんですけども、私の考えとしましては、農業されてる方は地元でいろいろな前からの関連性とかありますので、それに基づいて出てこられるのかなと、手を挙げて推薦書を出されてこられるのかなというふうに私は思っております。以上です。

○委員（分部和弘委員）

委員長交代します。

○委員長（河野龍二委員）

委員長交代しました。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

先ほどから兼務はできないということと言ったけども、根拠はまだわからないということだけど、いうなれば、今度は同居の家族というか、お父さんが農業委員で息子が推進委員になるとか、やっぱりそういうことの制限とかそういうのはあるんですか。親戚関係なればあるのかわからないけど。所帯が別だから。同居の人で親父と息子がそういうのにどちらかなるとか。そういう点はどうなんですか。そういう制限か何かあるんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

森局長。

○農業委員会事務局長（森省二君）

そういう縛りはないと思います。

○委員長（河野龍二委員）

先ほどの吉岡議員の農業委員と推薦委員の重複ができないという理由が分かったようで、お願いします。

森局長。

○農業委員会事務局長（森省二君）

先ほどの吉岡議員の質問にお答えいたします。農業委員会等に関する法律の中で第18条5項、推進は委員と兼ねることができないと明確にうたっています。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

その関連して、その農業法のところで、先ほどその家族ができるっておっしゃったみたいですけど、それもこのさっきちょっと見てたので何条だったか忘れちゃったけど、家族はできないみたいを書いてあったように思うんですけども、そのあたりはどうでしょう。

○委員長（河野龍二委員）

審査も1時間ぐらい過ぎたんで、場内の時計で10時50分まで休憩いたします。

（休憩 10時35分～10時48分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

すいません。先ほど質問したのは取り下げたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

引き続き先ほど遊休農地の関係のお答えをお願いいたします。

村田課長補佐。

○課長補佐（村田佳美君）

はい、お答えします。町内の遊休農地につきましては83ヘクタールになっておりますので、全体の861ヘクタールで割りますと、9.6%程度になります。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

5ページに原則として認定農業者が委員の半数を占めることになってますけども、原則だから、どういうとり方するか分からないけども、認定農業者が過半数にならなかった場合はどういう対応を委員会としては行くわけですかね。認定農業者に誰かなってくれんかとか、それやっていくのか。これからだと思いますけれども、そういうところで考えておるのかちょっとそここのところ、お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長補佐。

○課長補佐（村田佳美君）

資料の5ページの下の所に例外っていうのがあるのを見ていただいて、もし区域内の認定農業者が定員数の8倍を下回る場合は、委員の過半数を認定農業者及び次に掲げる準ずる者ですね。について議会の同意を得た上で、数に入れて良いというふうになっておりますので、準ずる者としては以前認定農業者であった方ですとか、その経営に参画している家族の方ですとかですね。そういった方たちを入れて、同意を得て過半数にすることは可能ということです。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今、農業者の方々も兼業というか、サラリーマンとして働きながらやっている方々も結構おるみたいで、話を聞くと、農業に関する他の組合とか委員とかのなり手が少ないっていう話も聞くわけですけども、こうやって新しく推進委員とか、あるいは公募とかしてやるわけですけども。どうなんですかね。委員さんのなり手が、それこそ多数おるような気がしますけど、どうなんですか。事務局としては。

○委員長（河野龍二委員）

森局長。

○農業委員会事務局長（森省二君）

農業委員会といたしましては、今、農業委員になっておられる方ですね。あと、そういうふうになっておられる方に、情動的なものはですね、今後、伝えていこうと思っておるんですが、まず、人数を農業委員さんが12名、最適化推進委員が8名ということでお知らせをした中で、各地区から来られてる農業委員さんたちが、いくらか判断をされた中で動いていくんじやなかろうかと私は思っておるんです。あと、想定する人数的なものというのはもう全く分かりませんので、とにかく募集をかけないと、何人の方々が手を挙げられるかというのはまだ未定であります。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

ありませんか。他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第63号、長与町農業委員会の委員の定数及び長与町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で11時10分まで休憩いたします。

(休憩 10時52分～11時03分)

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。平成28年第4回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第83号、長与町都市公園条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

皆さん、おはようございます。それでは、議案第83号、長与町都市公園条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をいたします。本町が所有いたします公共施設につきましては、一部を除き、町民の方々のご利用につきまして施設使用料は無料として取り扱ってまいりました。しかしながら、公共施設を利用する特定の人々が利益を受けることから、受益の範囲内での行政サービスの対価として、利益に合った応分の負担、そしてまた負担の公平性の確保ということを鑑みまして、利用者である町民の方々に一部ご負担をいただきたく、平成29年4月1日からの使用料に関する規定を改正し、あわせて所要の改正を行うものでございます。また、今回の使用料見直しにより、類似した施設につきましては、使用料を全庁的に統一させていただきます。公共施設使用料の改正に際しましては、町民の皆様や施設の利用者の方々に丁寧な説明と周知を図っていく所存でございます。

それでは内容につきまして、ご説明を申し上げます。初めに、別表第1、別表第2、3、別表第2、4の各公園グラウンドの表記をすべて公園グラウンドに訂正しております。あわせて、別表第2、4の表のうち、天満宮公園のグラウンド使用料、運動公園広場のトラック及びフィールドの使用料、芝生広場の使用料につきまして、町民の区分の料金を町民以外の料金の半額としております。水泳プールにつきましては例年プール管理人賃金や施設管理委託料など、約900万円の管理運営費がかかっておりますので使用料収入は約110万円となっております。使用料調査の改定試算では、一般で1,320円が必要であると出ましたが、現行の約4倍の金額だったため、現行の2倍の額で改正をお願いするものでございます。また、従来、一般・高校生での区分でしたが、高校生を分けて料金を小・中学生の2倍としております。さらに、注の3及び4で使用時間を制限し超過使用料を定めておりましたが、削除いたしております。駐車場、ふれあい広場のグラウンド、野外ステージ、ふれあい駐車場、相撲広場の町民が無料でしたが、すべて町民以外の半額としております。また、テニス広場につきましては、新たに壁打ちコートの使用料を設けさせていただいております。高校生まで平日100円を基準に使用料を設定しております。なお、注2により高校生までのナイター使用は中止すること

としております。長与町民体育館施設使用料のアリーナ、会議室、トレーニングスペース、全館及び中尾城公園のエアロステージ・広場の使用料が、町民は無料としておりましたがすべて町民以外の使用料の半額としております。以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

ただいま、提案理由の説明をいただきました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

本会議でも聞きましたけれども、町民、町民外ということで、区分が明確になったわけですけども。本会議でその区分の基準として60%を目安に、町民と町民以外の基準をしてるといふ答弁があったんですけども、その何か、あそこでも聞いたけれども、内規っていうか、何かそういうのが標準化されて、全町内でそういうのがなっておるのか、再度そのところのもし書面があれば、見せてもらえればと思いますけど。よろしく願いします。

○委員長（河野龍二委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

私の方からお答えをさせていただきたいと思います。この条例に関しましては、うちの方が委託を受けて管理をさせていただいておりますので、私の方からちょっと説明させていただきたいと思います。今、お尋ねの6割ということで本会議の時も、お話をさせていただいたんですけども、現実、今までのですね、私どもの事務の取り扱いといたしましては7割は最低でもですね、必要じゃないだろうかということですね、うちの課内での取り決めといたしまして、7割強の方が団体登録で長与町であれば長与だということでお話をさせております。前回の6割でということでお話をさせていただいたのは、最低でもその6割いらないと長与町の団体とは認められないんじゃないかということでご答弁させていただいております。今、議員おっしゃるように、内規的なものっていうかですね、皆さんにお見せするようですね、取り決めのものはつくってありません。ただ、それをなぜつくって皆さんにお示しなかったかということなんですけども、それをお示しすると。正直、登録申請で、そういう形の7割を超えようとした形ですね、されて申請をされたりする方がいらっしゃるものですから、こちらの側の内規といたしまして、そういう取り決めにさせていただいております。以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

それは庁舎内、町長以下全部がそういう、これから統一した、それと、他の総務関係

もいろいろありますよね、こういう施設なんかはね、そういうことで、暗黙の全職員の捉え方としてどこの館でもそれで、もう持っていくということになるわけですかね、ちょっと再度お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

議員おっしゃるとおりですね、今回の使用料の見直しにあわせて、そういうものも全庁的な取り決めをつくってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

僕もね、いろいろ、碁の関係とかふれあいセンターとか、南交流センター、テニスコートもいろいろ利用して、ありがたく思ってるわけですがけれども、それでこの町内・町民外という、ちょっといろいろ気になっておるわけですがけれども、極端に言えばテニスならテニスのことと言うけども、10名おって、町民が大体主体で7割8割、おったとしますね、おるわけですがけれども、たまたま、人数が当日ね。町内が1人、町外が1人になった時には、はっきり言って、満たないわけね。普段だったら、全員が町内料金でお金出して、使用して楽しんでもらって、その日に限って2人で1人ずつやったならば、該当しないわけね。そんな時には、町外料金になるわけやけども、そんな時のとらえ方はどうなるんですか、ちょっとそういうところがひどく、今までもね。気になってきたわけですがけれども、そういう所再度お聞きします。

○委員長（河野龍二委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

あくまでも、団体登録ですので、その時に利用される時に、町外の方が多かったよ。そうであっても、それも団体登録して長与町の団体ですよということで登録をいたしますので、それも、町内料金でお支払をしていただくような形になってまいります。以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

何か住民の方々はちょっとそうないような気がして、ひどくトラブルがあってそういういろんな、使用者団体なんか心配しているような、あれがあったような気がするよ。そう、そういうところ、だからはっきりとすべての、町内の管轄するいろんな施設なんかにはやっぱりそういうことをしていただければ、僕もそれは、心配しないわけね。

再度お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

議員おっしゃるように、私どもの説明不足だったのかもしれませんが、やはり団体で登録されていたらしゃれば、その時の利用が町外の方が多くても、それはもう団体として長与町の団体ですよという形ですね、全庁的な取り扱いを今後はしてまいります。以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

どこでも、これ1ページというのかな、長与総合公園の駐車場とかですね、ふれあい駐車場とかありますけれども、この駐車場というのは、どういう形でこれを料金を取るわけですかね、この駐車場の利用というのは普通、施設を使用する時に駐車場を使うと思うけれども、ちょっとこれの収入の取り扱いの基準というのをお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

駐車場の料金設定をさせていただいてる部分はですね、占有して駐車場を使って俗にいいます、お店を出したりとかですよ、そういう駐車場を使ってイベント等をされる場合に占有して使う場合に料金が発生しますということの形になっております。以上であります。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

この改正の中の水泳プールのところで、ちょっとお尋ねしたいんですけども、先ほどちょっと説明があったかと思うんですが、ここだけ値段も値上がりしてて、値上がりの幅が2倍なのと2倍じゃないのとある分が、どんなしてそんなになったのかと、もともと何かこの水泳プールは4時間を限度とするみたいになってるのを外した理由っていうか、そのあたりを教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

水泳プールにつきましては、先ほど日名子課長の説明でありましたとおり、年間約900万の経費がかかっております。それで収入が110万程度ですね、収入ということで、調査では、一般では1,300円とかっていうふうな、値が示されておりました。

今回、改正するに当たりましてですね、幼児の50円を基本にして倍にいたしましてですね、それぞれ倍というふうな考えで行ってたところなんですけども、今まで一般と高校生を一緒に料金設定をしてたところなんですけども、高校生の分については、やはり軽減措置が必要であろうということで、小・中学生の使用料の倍額ということで設定した上で、料金改定案を出させていただいております。それと従来ですね、4時間の時間制限を設けていたわけなんですけども、それをしますと長崎市の料金と違っていいですか。料金が高くなるということもありまして、今回その分については削除させていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

内容は理解したんですけれども、その一般を切り離したっていう部分では、一般は考え方からいくとですね、2倍にして、別に640円でも良いんじゃないかというふうに思うんですけれども、これだけ何か100円引いてるとか、ちょっと整合性が意味があるような、意味がないような気がするんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

一般の分につきましてはですね、高校生と一般っていうふうなことがありましたものですから、従来ですね、そういうところで高校生と一般を100円差をつけてっていうふうな考えのもとで、案を出していただいております。整合性ということにつきましては、小学生、中学生、高校生、一般とのですね、釣り合いを取るために、100円づつ上げたみたいな格好で料金設定をさせていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

言われたいことは重々理解できるんですけれども、やはりこう町民が見た場合の数字っていうのがですね、やはり根拠っていうものが必要かなと思うんですね、ここはサービスしましたよという意味かもしれないんですけれども、やはり数字を出すからにはですね、町のものなので、根拠が必要かと思うんですが、再度そのあたりをお願いしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

今、議員のおっしゃる整合性なんですけども、確かにですね、言われれば600幾らだろうっていうのはもう重々わかっるとるんですけども、そこを、余りにも600円とい

う金額が大きいということを私どもは判断いたしましてですね、それにやはりですね、お母さんたち、お父さんたちが随時小さな子供さんも連れてまいりますので、余りお父さんたちの金額だけでもですね、取るわけにもまいりません、だったものですから、できるだけ、安価に1日遊んでいただけるようにということで配慮のもとですね、そういう金額を設定させていただきました。以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

中尾城公園の所でちょっとお聞きしますけれども、これは4,597ページ見ると、スパイラルスライダーとかスキー場といろいろまだたくさんありますけど、今回は、エアロステージとモノレールですけど、その他、そのままの現状で残っていくということで良いんですかね、そこをお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

はい、お答えいたします。エアロステージ、または草スキー。こちらにつきましては、町内、町民の方、それと町外の方、それぞれ区分けをしておりますので、そのまま、この料金でさせていただきたいというふうに考えております。スパイラルスライダーですね、こちらの方も同じく、町民、町外それぞれ規定はございませんので、それぞれ同じ料金でということをお願いをしたいというふうに考えております。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

そうやって残す部分とこうやって町民、町外で規定する、その基準どういふあれかな、すべてしても良いような、せつかくならば、あるいは考えるけれども、ちょっと不都合があるのか、せつかくなら、すべてそういう具合にやっても良いような気がするけど、どうなんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

町民、町外それぞれ分けるのも一つの方式だと思うんですが、お使いになる利用者の、ほとんどが子供さんでございまして、子供であればですね、町民、町外変えることなく、それぞれ、今の金額ということで、多く使っていただければなという考え方でしております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

総合的には本会議で尋ねて、収入が1,900万と言ったのかな。ひょっとしたら、今までの例年の利用者数が100とした場合、ひょっとしたら下がるかも分かって言ったけれども、どうですかね、いろいろ、こういう込み入った作業をすることによって経費なんかもかかるような気がするけれども、経費の面なんか、手数とか、そういう点の事務手続とかいうのは、煩雑になるんですか。ならないんですか。どうですか。そういうところの頻度は。

○委員長（河野龍二委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

事務的な手続なんですけども、今現在も仮予約を月の初めにお願いをしまして、1週間程度で仮予約をしていただきます。そして、今、今日からちょうど始まったんですけども、それに対して、コンピュータ内で抽選をしまして、その方達に、使用許可証お渡しするようにしてたんですけども、ただその時に徴収が発生するだけですので、そんなに極端にですね、事務量が多くなったりするということは余り考えておりません。以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

ちょっと確認ですけども。テニスコート関係ですけども、ナイターで、注意書きで高校生以下のみでの照明使用時間体は不可ということになっておりますけども、1人でも指導者がおったら中学生でも利用できるっていうような考えはできるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

禁止しておりますことは、あくまでもあの高校生以下の子供たちが自分たちだけで使う場合、ナイターの使用は禁止しますよということでありまして、指導者のですね、大人が付き添い人のもとですね、使用される分につきましては、一般の料金になりますが、料金を徴収する予定にしております。

○委員長（河野龍二委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

もう一つテニスコート関係ですけども、今度、壁打ちコートの利用料とナイター使用料が追加されておりますけども、これは今年度、4月1日から取るというような、内容でよろしいでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

壁打ちコートにつきましてですね、従来、無料であったわけなんですけども、昨年の実績としましてですね、88時間の占有使用が発生しております。ですから、壁打ちコートであっても、1時間というふうなことで占有して使用する場合には、料金をいただくということで、上げております。

○委員長（河野龍二委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

テニスコートも、壁打ちの壁に25年度より壁打ちコートの利用についてはこういうようなことで書いてあるんですよ。照明料を申し付けますと、というふうに書いとるんですけども、既に、照明料を徴収されてるんじゃないですか。

○委員長（河野龍二委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

ナイターで利用される場合に、今まで照明料もとってなかったということだったんですね。それ、おかしいですということで、そのナイターをつけて利用された方にはそのナイターの分は、今のナイター料をですね、半分をですね、ご負担をさせていただいた。今後はですね、施設使用料、ナイターではなく、施設の使用料が発生するということになってまいります。以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今その壁打ちテニスコート出たですけども、そこで、コート使って練習試合をして、今まではフリーで壁打ちに行ったりして、ちょっと肩慣らしとか、しよつたとぼってん、そういう場合でもこれは、徴収するという、その中身なんですかね。それともあくまでも壁打ちだけに行ってお願ひしますって言う壁打ちなのか、同じ壁打ちでも、ちょっと肩慣らしせんばいかんけん、練習中、試合中にね。そういうことを今までもしてきてるわけです。僕だってね。ちょっとその壁打ちのとらえ方ですね。料金、そこをお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

あくまでも今回料金設定をさせていただいたのが、占有して利用される場合があれば、それは、使用料をお支払いいただきますという形ですね。俗に言うそのちょっと、試合をされる前にちょっと肩慣らしをちょっとするよと。空いていればですね、それをどう

のこうのというのは思っておりません。そこを占有して、大会等に参加しとってですよ、自分が試合前に占有して、1時間も2時間もそこで練習して試合に臨むとかですね、そういう利用の仕方では、使用料発生すると思いますけども、ただ、ちょっと空き時間、少し十分程度ちょっとした、ちょっと肩慣らしをしたよというぐらいで、占有という形は取れないと思いますので、そういうものに関してはですね、使用料は発生しないというふうに考えております。

○委員長（河野龍二委員）

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（分部和弘委員）

委員長交代します。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

私はちょっと全般的なところで、冒頭その提案理由の中で利用者の利益に合った利用料というふうな形で、ちょっと先ほどプールの件も出ましたけども、それをどのように設定されたのかですね、プールは実際、経費に対し、使用料から案分した部分もあったのかなと、1,300円にした方が良いつて出たのがですね、その辺の調査をどのようにされたのかですね、もう一つ、今後、丁寧な説明と周知を図っていくというふうに言われましたが、どのような形でどれくらい期間をかけて、説明をされていくのかですね、その辺についてお伺いしたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

料金設定でございますが、まず基本的には今、総合公園の分には料金設定がしてありましたので、町外の方の基本的に半額ですよと。また、その最低制限っていうか、最低の使用料を100円っていう形にしてるんですけども、これ全庁的な考え方なんですけども、建設費用とか、維持管理費、減価償却をした分ですね、それを、開館日数とか、使用する面積等で割って、1平米当たり、これ特にあの公民館あたりになると思うんですけども、1平米当たり1時間当たり幾らですよっていうことの単価を出します。それでその使用する面積によって金額を決めるんですけども、それに対して、町民の方からは半分、行政が半分という形の計算の元ですね、ある一定のですね、ラインを設けまして、今回の料金設定をしてるところでございます。それと、今後の周知ですけども、まずは広報が、2月、3月、4月という形での計画をしております。それと、各館、施設での掲示とホームページの掲載、それと貸し出しがございますので、今回、1月、2月、3月の貸し出し時にそういう資料等の配付を計画をしております。それと4月1日からのですね、施行という形になりますので、今現在の取り組みの仕方としましては、3月に抽選をして4月分をお貸しするようになっておりますので、3月中に抽選した分に関

しては、旧来の料金でお支払いをしていただく、4月1日になった時点から新しい料金設定で納めていただくような形で考えております。以上でございます。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

大体、料金設定の中身は多少理解できましたけども、本会議でも言いましたように、これまでは一定施設が無料で使われてたというところで、そこが長与町のこの施設、何でしょう、文化だとかスポーツに携わる人たちの情操教育にも役を立ってたと。文化の発展スポーツの発展にも役立ってたと。いう部分だというふうに思うんですよ。今回から料金を引き上げるということでは、その部分についてはですね、やはりその多少の何でしょうね。問題というのも考えられるのではないかなと思うんですよね、住民の皆さんの、やはりそのいろんなご意見だとか批判もあると思うんですよね。そういう部分についてはどのように対応されていこうとしてるのかですね、本会議でもちょっと述べましたが、その利用者に確認をされたかというふうな部分でちょっと確認しましたが、場合によってはその利用者以外の文化団体だとか、スポーツ団体にも、こういう問いかけはされてないのかですね、そこら辺を再度伺いたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

まず、本会議でも申し上げましたように、文化団体、スポーツ団体の方に、こういう形でというのをお話はしておりません。やはり、根本にあるのは、皆様からいただいている税金で運営をしてる施設ですので、利用した方と利用されない方との不公平感がありますので、やはり、利用される方からはですね、応分の負担をしていただくということで、説明をしていかなくちやないといけないというふうに考えております。ただ、先ほど、今まで皆さんが利用されていたのが足かせになるんじゃないかということもありますけども、そんなに料金設定が大きなものではないというふうに考えておりますし、今のうちの施設関係を、お1人で使うということはほとんどないと思います。まず、グラウンドにしても、最低でも10人近くで利用されたり、各公民館等も、そんなに数多くの方でご利用していただいていると思いますので、負担としましてはですね。そんな大きなものではないというふうに考えております。以上でございます。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今の質問を聞きましてですね。私、ちょっと安過ぎるんじゃないかなとずっと思っておりまして、最終的にこの議案で上げられた金額がいろいろな協議の過程があってこの金額で決定をされたんだと思うんですけども、途中で、もう少し高くとかという意見はなかったんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

本会議でもですね、ご説明したいみたいに、今年4月、5月だったかな、最初の部長会で、こういう取り組みをやろうということで話になりまして、ずっとあの課長会、部長会でもんできたんですけども、確かにですね、私どものやっぱり中にあるのはもっと高く取っても良いんじゃないかっていうのは正直ですね、ございました。でも、先ほど、委員長の方からお話あったとおり、やっぱり今までの活動を抑制するような形の金額設定ではいけないということを元にですね、先ほどの計算方法もありましたので、そういう形の中で今回の料金設定をさせていただいたとさせていただきます。

○委員長（河野龍二委員）

他にありませんか。よろしいですか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

先ほど言うように、私も利用させてもらって、利用する側としての、こういうのができたからということで、使う時の何ていうかな、利用しやすい管理の仕方っていうか、ちょっとそういうところも、僕も6月にちょっと質問したごと、ちょっとそういう点が利用者の人たちも、何かね、ちょっとこうあるような気もするから、やっぱり今度は利用しやすい形の中でね、また対応してもらえばなっていう気がするわけですけども。やっぱり管理、向こうの人たちの現場の人たちに対してですね、そういう点を質問しますけれども、どうですかね。

○委員長（河野龍二委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

今おっしゃるように、対価をいただいているんですから、サービスが落ちるようなことであってはけませんし、そういうものも、今後考えて皆様が利用しやすいように、極端な話になりますけども、もし修繕等の部分があれば、できるだけ早くそういうものにも修繕をして、皆様が利用しやすいような形の、そういう体制づくりを今後してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。

よろしいですかね。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第83号、長与町都市公園条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

どうもお疲れ様でした。暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長(河野龍二委員)

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。定例会議におきまして本常任委員会に付託を受けました議案第84号、長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

日名子課長。

○土木管理課長(日名子達也君)

それでは、議案第84号、長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。先ほど83号でもお話ししましたが、本町が所有する公共施設では一部を除き、町民の方々の利用につきましては、施設使用料は無料として取り扱ってまいりました。しかしながら、公共施設を利用する特定の方が利益を受けることから、受益の範囲内での行政サービスの対価として、利益に合った応分の負担、そしてまた負担の公平性の確保ということを考えまして、利用者である町民の方々に一部を負担していただきたく、平成29年4月1日からの使用料に関する規定を改正し、あわせて所要の改正を行うものでございます。公共施設使用料の改正に際しましては、町民の皆様や施設の利用者の方々に丁寧な説明と周知を図っていく所存でございます。それでは、内容につきましてご説明を申し上げます。初めに、第7条第1項ただし書きを削っております。ただし書きの「ただし、町内に住所を有する者が使用する場合は、同表の使用料は徴収しない。」とありますが、利用者が町民の方々に対する場合も、使用料を負担していただくこととなりますので、この部分につきまして削るものでございます。次に、第8条中、「使用料」を「前条第1項に規定する使用料」に改めております。これにつきましては、使用料につきましては、第7条に規定しております第1項の展示ホール及び研修室の使用料、第2項の冷暖房使用料、第3項のシャワー使用料がございまして、第8条に規定しております使用料の減免の対象になるのは、第1項の展示ホール及び研修室の使用料のみであることで、その分につきまして、今回、明記をいたしております。また、別表(1)展示ホール等使用料につきましては、展示ホール使用料及び研修室の使用料に利用者が町民の場合を設け、

1時間につき町民以外の半額となる100円として設定をしております。以上簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

以上です。

○委員長（河野龍二委員）

ただいま提案理由の説明をいただきました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この7条の別に定める目的で使用する者、別に定める目的というのは想定する目的として、どういうものがありますかね。教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

条例の中にはございません。規則の方にございまして、長与町ウオーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例施行規則第2条に使用の目的がございます。

これのことを指しております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

展示ホールについて、あそこの現地をちょっと思いながら質問してるんですけども、あそこ常時開けてあって、管理人さんが1人いらっしやって、だれでも随時入って行かれるようになっているようですよ。それで展示物がこう設置してやって、ぐるぐる回って展示物を見させていただくという格好なんですけども、それ以外に利用ができるのかなっていうのも一つありまして、それとそういうふうに入って行って見るだけで100円要るのかなっていうのもちょっとあるものですから、そこをお聞きしております。

○委員長（河野龍二委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

展示ホールにつきましては、議員ご指摘のとおり、板の間、フローリングでございまして結構広さもございます。あそこに例えば写真展ということで、展示をする場合もございます。占用でされる場合、写真を飾りたいということでの占用の場合はやはり有料という形をさせていただきます。また、ちょっとした会議室みたいに子供さんが寄る形で、あそこで、何か勉強会みたいなことをされるということもございます。そういったことで占用でされる場合はやはり申請を出していただくということになりますので、その場合のみ使用されているということがございます。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そういった申請が出た時に、許可した時に、一般の人の入場というのは制限をされるんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

出入りの使用制限は、展示をされる場合は全然制限をしません、例えば、勉強会をするような形の時はですね、やはりその部分についてはパーテーションがございまして、それを仕切るような形で廊下の所に必要な形をとっております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

基本がですね、常時展示で、あそこの建物を建てられて、展示をいろいろされてると思うんで、それで、日々来られる方にどうぞ見てくださいという形だと思うんですよね。だから、特定の人に一部分を占有させるということ自体はですね。出来るのかなって言うのはちょっと疑問にあるんですけども、そこは貸してでも、そうした時にやっぱりこの当たり前にそこの展示物を見に来られた方が、どうしてもその制限を受けるんじゃないかなと思うものですから、ちょっと心配しとるんですが。そこは大丈夫ですかね。

○委員長（河野龍二委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

常時あそこにつきましては、展示物をさせていただいておりますが、そういった形で占有したいというご申請があれば、その分については申請が上げればですね、占有させていただいております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

この場合、交流館ってなってますよね。ちょっとなかなか今見つけきらんとぼってん、キャンプとかする場合はどの部分で、何かそういう使用料とかなんとかって言うのはどの部門で取るごとなつとつとですかね。特に時津の公園なんか、キャンプ場があつて料金は払うわけですけども、ここの場合のあそこは、どの部門になるんですかね。ちょっと交流館とちょっと外れるかわからないけれども、これ、交流館という建物と思うけれども。それ、どれなるんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

はい、お答えいたします。これ議員ご指摘の通り、あそこは結構、夏場につきましてはですね、バーベキューとかキャンプとかということで、多くの方にご利用いただいております。その分につきましては、交流館の中ではないんですが、ウォーキングセンターという形で申請をいただいております。何月何日、何人ぐらい使いたいということで申請はいただいておりますが、使用料につきましてはですね。いただいております。この分につきましてはですね。そこで、ただもう場所を貸すだけでございますので、それについては、ただのやはりそのいっきに100名とかいらっしやっては困りますので、やはりその制限という形で申請をいただいた方のみ利用をしていただくと。ただ、それについてはもう、ただ広場を貸すだけということですので、それについてはもう、どうぞ、無料という形はおかしいですけど、使用料自体はいただいております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

他にありませんか。よろしいですか。いませんかね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第84号、長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で13時10分まで休憩いたします。

（休憩 11時55分～13時07分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。平成28年第4回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第88号、長与町老人福祉センター丸田荘設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

久松部長。

○住民福祉部長（久松勝君）

皆さん、こんにちは。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。では、議案第88号、長与町老人福祉センター丸田荘設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご審議の程、どうぞよろしくお願ひいたします。本条例は福祉課が所管しております老人福祉センター丸田荘につきまして、受益者負担の適正化と負担の公平性を図るため、施設使用料を見直すとともに、所要の改正をお願ひするものでございます。詳

細につきましては、担当課長の方よりご説明をさせていただきます。どうぞご審議、よろしく願い申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

森川課長。

○福祉課長（森川寛子君）

ただいま部長から説明がありましたとおり、受益者負担の適正化と負担の公平性を図るため、施設の使用料を見直すとともに、現状に合わせた所要の改正を行うものであります。それでは、条文の説明をさせていただきます。第8条は使用料についての規定となります。使用料の規定については、別表を整理した関係上、条文の整理もあわせて行っております。なお、教養娯楽室については、入浴前後の休憩に利用する場合は使用料を免除する旨を同条第3項として新たに規定をいたしております。別表は、第8条に係る施設及び冷暖房の使用料を定めております。教養娯楽室は丸田荘の2階のスペースとなりますが、1時間につき町民は100円、町民以外を210円としております。なお、これまで規定しておりました1階の集会室、生活相談室については、デイサービスで利用されているため、一般使用ができないこと。また、2階の健康相談室については、教養娯楽室の間仕切りがないため、個別での使用が難しいことから、それぞれ別表から削除をいたしました。浴場につきましては、60歳以上及び障害者の方の使用料を1回50円から100円に、中学生以上を100円から200円に、小学生以下を1回50円から100円に、町民以外については、年齢に関係なく1回160円から300円にするものです。また回数券については、1冊が11回分となりますが、それぞれ1回の10倍の料金設定といたしております。次に附則ですが、第1項に施行期日として、平成29年4月1日から。そして、第2項に経過措置を規定をいたしております。以上が提案の内容です。ご審議の程、よろしく願いします。

○委員長（河野龍二委員）

ただいま提案理由の説明をいただきました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

今、条例の説明でありました健康相談室と生活相談室は、今デイサービスで使われているということですがけれども、これはいつから使われたものなのかと。あと、前までは町民以外の方は負担金はなかったかと思うんですけれども、町民と町民以外の、もともとの人数はこの表でもらってるんですけれども、町民と町民外の割合か何か、分かれば教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

森川課長。

○福祉課長（森川寛子君）

1階のデイサービスの利用につきましては、平成13年から利用をされております。それから、町民と町民以外の利用者数ということ。すいません、入浴施設の利用になりますか、それとも施設の利用という形になりますでしょうか。ちょっとそこが。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

入浴施設で町民が幾ら、町民以外が幾らっていうのと。娯楽施設ですかね、町民、町民以外っていうのが分かれば教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

森川課長。

○福祉課長（森川寛子君）

入浴施設につきましては、平成27年度の実績で言いますと、町外者につきましては、1,905名の方が利用をしております。全体で3万2,073名の方が利用されておりますので、率にしますと6%の方が利用されております。それから、教養娯楽室につきましては、実際には利用申請っていうのはあっておりませんので、実際にはお風呂で入浴された方が空いているので利用をしているというような形になっておりまして、町外者利用っていうのが、実際にはあっておりません。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この教養娯楽室については、今までは自由に使っておられたということですが、今後この料金も取るということになりますと、利用する時に、受付かなんかをされるということでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

森川課長。

○福祉課長（森川寛子君）

実際に利用したいと、集会とか、そんなに広くはないんですけども、集まって話し合いとかするスペースは十分にありますので、それについてご利用いただくという時には、申請書を提出していただくということになります。これが、5日前までに提出をするよというようになっておりますので、もし、利用申請があった時には入浴施設を利用される方について、若干の制限をかけさせていただくというような形になるかと思っております。入浴施設利用で教養娯楽室を自由に使おうとしてる方について、制限を一定かけさせてもらうような形を取りたいと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（分部和弘委員）

委員長交代します。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

ちょっと、今の質問と関連するんですが、教養娯楽室については、今のところ申請がなかったということですよね。今後、利用したいというふうになれば、占用するという形で可能だと。お風呂を利用されてる方が、そこで、団体が利用してるとなると娯楽室での休憩が出来なくなるという形になるのでしょうか。

○委員（分部和弘委員）

森川課長。

○福祉課長（森川寛子君）

一定そのような制限をかけざるを得ないと思っております。以上です。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

そうですね、占用されるってなるとやむを得ない部分が出てくるのかもしれませんが、何かこう、ちょっとお風呂入って温まって、特に、この寒い時期に、すぐ、酔い覚ましじゃないですけどね、こう出て行ってくれっていうふうになるのが、ちょっとこの利用者にとって、その不便かなというふうに思うんですけども。その辺は何かこう対応か何か考えてらっしゃらないんですかね。

○委員（分部和弘委員）

森川課長。

○福祉課長（森川寛子君）

今、健康相談室と教養娯楽室っていう形で、若干こう広めではありますので、利用される人数の方がどれくらいかっていうのにもよるかと思いますが、間仕切りか何か、つい立てのような形をさせていただいて、ちょっとだけ休憩をして帰っていただくような手配はしたいと思っております。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

了解しました。出来るだけそういう形で、お風呂に入った人もちょっと休憩できる状況をつくっていただきたいと思います。この件で、実質この条例とは関係ないといえますか、今回、そうですね、どちらから先に質問するかな。一つは、使用料が引き上げですよ。もう全般的にされているということで、この引き上げた使用料の根拠がどういうふうな形で基づいて引き上げられてるのか、60歳以上は50円から100円になると。小学生も50円から100円、大体、倍ぐらい上がってるんですけども、その根拠を一つは教えていただきたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

森川課長。

○福祉課長（森川寛子君）

まず、この使用料を算定するに当たって、どれくらいの経費がかかっているかということをもとに積算をさせていただいております。そのとき、27年度の決算を利用しているんですけども、かかった費用から収入を差し引いた損益、損益ってなるんですかね、約1,660万あります。そして、それを利用者の人数で割った原価というものはじき出しますと521円ということになります。町の施設であるということで、2分の1ということのご負担をいただきたいということで、260円ぐらいというのをまずはじき出しました。一般の人に260円という形での負担とは思ったんですけども、100円未満を切り捨てた形で200円、一般を200円と設定をし、それに応じて、60歳以上及び障害者の方を半額というような設定にさせていただいております。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

今回、料金を値上げされるということなんで、先ほどの教養娯楽室の問題にちょっと触れるんですけども、料金を引き上げるという意味では十分な住民サービスも提供しないと私はいけないというふうに思うんですが、ちょっと利用者の方からですね、お聞きした話がこのお風呂の入浴できる時間が12時からだということで、それ以前に行っても、いわゆる12時前に行くところと玄関のところで、椅子でお風呂が開くまで待たないといけないという状況です。これは間違いなく、そういう状況だということです。以前は教養娯楽室の方でお風呂が開くまで待っていることが可能だったんですが、それが出来なくなったということで、車で来る人は車の中で待つことも可能ですけど、やはりお風呂に入りたいという、バスで来たりだとかして、そういう時間前に来ても、お風呂が開くまで待たないといけないということで、やっぱりその利用者にとって非常に不便じゃないかなというふうに思いますんで、私はその教養娯楽室がね、そういう団体なんかの利用があって、やっぱりそういう状況かなと思ったら、どうもそうじゃないということなんで、やっぱり今回のですね、特に条例にも何も謳ってない状況でしょうから、やっぱりサービスとしてはちょっと、悪いかなというふうに思いますんで、その辺についてのお考えを少しお伺いしたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

森川課長。

○福祉課長（森川寛子君）

申しわけありません。その1階の部分で待たせてたっていうのを私たちがちょっと知らなかったというのがありまして、きちんとした指導がなされていなかったということもありますので、早く来られた方については上で待っていただくと。どうしても1

2時からでないとお湯の温度が上がらないので、お風呂自体は使えないという状況ですので、待っていただく部分については、上の方でっていう形で対応させていただきたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

委員長交代しました。他にありませんか。

なければ質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず反対討論はありますか。

次に賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第88号、長与町老人福祉センター丸田荘設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お疲れさまでした。本日の日程はこれで終了します。

本日は散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 13時23分）